

第6回 議会 定例会

平成29年日野町議会第6回定例会が、12月1日から22日までの22日間にわたって開かれ、提案がありました9件の議案および報告3件について審議が行われました。提案されました議案は、すべて原案どおり承認可決されました。

閉会中に審査されました平成28年度決算にかかる日野町一般会計ほか8会計の議案は、原案どおり認定されました。また、1件の選挙と1件の意見書決議が行われました。

主な内容は、次のとおりです。

専決処分

◆一般会計補正予算(第4号)

平成29年10月22日に執行しました衆議院議員総選挙の経費について、速やかに予算措置を講ずる必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年9月28日に専決処分を行いました。1千524万1千円を追加し、予算の総額は86億1千299万9千円となりました。

◆一般会計補正予算(第5号)

平成29年10月に発生した台風21号に伴う災害復旧事業について、地域住民の皆さんへの影響を考慮し早急に対応する必要がある経費に対して、所要の予算措置を講ずる必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年11月15日に専決処分を行いました。

た。660万円を追加し、予算の総額は86億1千959万9千円となりました。

条例の制定改正など

◆日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

雇用保険法等の一部を改正する法律の制定公布に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことから、非常勤職員が当該子の2歳に到達する日まで育児休業をすることができると要件を追加するため、改正を行うものです。

◆日野町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

土地改良法等の一部を改正する法律が平成29年5月26日に公布され、平成29年9月25日から施行されたことに伴い、条文中の条すれや文言の整理をするため、改正を行うものです。

◆特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日野町職員の給与に関する条例の例によることとなっている特別職の期末手当の額の算定について、人事院勧告に基づき、平成29年12月支給率を0.05月引き上げ、1.75月に、また平成30年4月から6月支給率を1.575月に、12月支給率を1.725月に改定するものです。

◆日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与と改定に準じて、町職員の給与等について条例改正を行うものです。

平成29年4月から平均0.2%給料表引き上げ

平成29年12月の勤勉手当支給率を

0.1月引き上げ
平成30年4月からは、6月および12月の勤勉手当支給率をそれぞれ0.9月に改定

補正予算

◆一般会計補正予算(第6号)

8千709万4千円を追加し、予算総額は87億668万4千円となりました。増額補正の主なものは、次のとおりです。

歳出

☆町税等過年度還付金…100万円
☆障害者総合支援事業…110万円
☆墓地環境整備事業…225万円
☆公立保育所運営事業…

…1千551万6千円

☆町単独土地改良事業…650万円

☆町単独林道・作業道整備事業…150万円

☆土木工事等補助事業…565万円

☆道路維持補修事業…517万円

☆急傾斜地崩壊対策事業…550万円

☆小学校管理運営事業…770万円

☆国庫補助農地災害復旧費(現年)…750万円

☆国庫補助農業用施設災害復旧費(現年)…400万円

☆国庫補助道路橋梁災害復旧費(現年)…2千600万円

◆国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

人件費に関する一般管理費の補正により、236万7千円を増額し、予算総額は25億7千306万2千円となりました。

◆介護保険特別会計補正予算(第2号)

人件費に関する一般管理費や地域支援事業費の増加等により、保険事業勘定に282万6千円を追加し、予算総額は20億6千179万9千円に、介護サ-

ビス事業勘定に15万7千円を追加し、予算総額は526万8千円となりました。

報告

◆平成26年度決算に基づく日野町健全化判断比率の修正について

◆平成27年度決算に基づく日野町健全化判断比率の修正について

◆平成28年度決算に基づく日野町健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により平成26年度、平成27年度および平成28年度決算に基づき算定した健全化判断比率について、修正の報告。

平成26年度 将来負担比率52.8%

(修正前の数値49.0%)

平成27年度 実質公債費比率5.1%

(修正前の数値4.8%)

将来負担比率50.2%

(修正前の数値42.3%)

平成28年度 実質公債費比率4.4%

(修正前の数値4.6%)

将来負担比率62.8%

(修正前の数値59.1%)

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、藤澤直広氏(町長)が当選されました。

意見書決議

◆日野町民の生活を支える道路の整備促進と財源の確保に関する意見書決議について…可決決議

問い合わせ先 ◆議会事務局

☎0748-526551

「確定申告のお知らせ」はがきについて

昨年度、日野町役場申告相談会場で所得税の確定申告をされた方につきましては、今年度から申告書や収支内訳書の送付に代わり、「確定申告のお知らせ」はがきが送付されます。

送付されましたはがきは、確定申告に必要な書類となりますので、紛失されないよう大切に保管し、申告相談には必ずご持参ください。

※紛失しても再発行できません。近江八幡税務署にて内容の閲覧申請をしていただく必要がありますのでご注意ください。

事業所得(営業・農業・不動産)を有する方につきましては、収支内訳書の作成が必要です。昨年度に日野町役場確定申告会場で所得税の申告相談をされました方におかれましては、1月上旬に役場税務課から収支内訳書の送付を致しましたので、そちらをご利用ください。(役場税務課窓口でも配布しています)

なお、申告相談にお越しになられる際には、送付しました収支内訳書を作成の上、ご来庁ください。

※収支内訳書の作成がされていない場合、申告相談ができませんのでご注意ください。

また、昨年度町・県民税の申告をされた方につきましては、2月5日(月)に申告書の

発送を予定しており、収支内訳書を同封致しますので、そちらをご使用ください。

申告期間は、2月16日(金)から3月15日(木)になります。

早めの申告をお願いします。なお、相談会場は大変混み合い、長時間お待ちいただくことが予想されます。

日野町役場以外にも近江八幡税務署においても申告できますので、ご利用ください。

近江八幡税務署
住所：〒523-8502

近江八幡市桜宮町
243番地2

☎0748-333141
(音音ダイヤル)

相談受付時間は、午後4時までとなっております。混雑状況では、早めに受付終了される場合があります。

また、還付申告については、平成30年1月4日(木)から申告できます。

学校体育施設開放事業 町内の小・中学校の体育館・格技場を開放しています

町では学校の教育に支障のない範囲で体育館・格技場を登録団体に開放し、スポーツ活動の場としてご利用いただいています。

平成30年度に年間を通じて利用を希望される団体は、使用者登録申請をお願いいたします。

●登録できる団体

日野町在住、在勤されている10人以上で、定期的・継続的に使用される団体。

●登録手続き

教育委員会事務局生涯学習課に団体の使用者登録申請書を提出してください。名簿・印かんを忘れずお持ちください。

※4月から使用を希望される団体は、2月23日(金)までに使用者登録申請書を提出してください。

※使用者登録申請書は生涯学習課窓口にあります。

●使用料金(照明を利用した場合)

1回500円(時間制限なし)、他団体と1時間以上使用が重なった場合は2500円。

提出・問い合わせ先 ◆教育委員会事務局

生涯学習課 生涯学習担当
☎0748-526566



重要
平成29年分
確定申告のお知らせ

料金を後納便
e-Taxでも書留でも
作成できる回数で封入

100-0013
千代田区役所
3丁目1-1

国税 太郎 様

〒100-0000
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎

電話
00-0000-0000

JHT 000000001

平成29年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

＜電子申告 (e-tax) に関する事項＞
○利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

○ダイレクト納付
ご利用あり
※ 利用全機能については、e-taxのメッセージボックスをご確認ください

＜所得税及び雑所得に関する事項＞
○申告の種類
青色
○予定納税額 (合計) 9,999,999,999円
○振替納税利用
国税銀行 金融機関 財務支店

＜消費税及び地方消費税に関する事項＞
○「簡易課税制度適用届出書」の提出状況 提出あり
○「課税事業者選択届出書」の提出状況
○中間納付税額 (合計) 9,999,999,999円
○中間納付課税額 (合計) 9,999,999,999円
○振替納税利用
国税銀行 金融機関 財務支店

税務署からのお知らせ

＜お問合せ先のご案内＞

作成コーナーの操作手法などに関するご案内
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901 (全国一律の料金)
※ 受付時間：9:00～17:00 (土日祝日を除く)
※ 24時間受付で対応できない場合は、お電話でご確認ください。

マイナンバーカードをご利用になる場合の
ICカードリーダーライターの設定などに関するご案内
マイナンバーカードフリーダイヤル
☎0120-95-0178 (通話料金無料)
※ 受付時間：9:00～20:00 (土日祝日を除く)
※ 24時間受付で対応できない場合は、お電話でご確認ください。

税務相談などに関するお問い合わせ
近江八幡税務署にお越しいただけます。自由にお立ち寄り
していただくことで、税務相談に役立つ情報を提供させていただきます。
近江八幡市の税務相談は、マイナンバーカードでもご利用ください。

申告書や手引き等は国税ホームページから
ダウンロードできます。